改 正 税 理 士 法 等

法律	政令	省令
税理士法 【①租税教育への取組の推進】	税理士法施行令	税理士法施行規則
(税理士の業務) 第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。)その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。一〜三 省略	(税理士業務の対象としない租税) 第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項に 規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自 動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん 税及び狩猟税並びに法定外普通税(法第二条第一項に規 定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法 律第二百二十六号)第一条第二項において準用する同法 第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七 百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。) 及び法定外目的税(法第二条第一項に規定する法定外目 的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同 法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第 七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含 む。)とする。	
(税理士会の会則) 第四十九条の二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。 2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。 — 名称及び事務所の所在地 二 入会及び退会に関する規定 三 役員に関する規定 四 会議に関する規定 四 会議に関する規定 工 税理士の品位保持に関する規定 大 会員の研修に関する規定 七 会員の業務に関する粉議の調停に関する規定 ハ 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定 九 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定 土 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定		

法律	政令	省令
十一 会費に関する規定 十二 庶務及び会計に関する規定 3 税理士会の会則の変更(政令で定める重要な事項に係るものに限る。)は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	(税理士会の会則の変更) 第七条の二 法第四十九条の二第三項に規定する政令で定 める重要な事項は、同条第二項第四号から <u>第十号</u> までに 掲げる事項とする。 2 税理士会は、法第四十九条の二第三項の認可を受けよ うとするときは、当該認可の申請書を、国税庁長官を経 由して、財務大臣に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、同項の認可に係る変更前の会則及 び当該変更後の会則並びに当該会則の変更に関する総会 の議事録を添付しなければならない。	
(日本税理士会連合会の会則) 第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の 事項を記載しなければならない。 一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号ま で <u>及び第十号から第十二号</u> までに掲げる事項 二 税理士の登録に関する規定 三 第四十九条の十六に規定する資格審査会に関する規 定 四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定 五 税理士会の会員の研修に関する規定 方 第四十九条の二第二項第九号に規定する税理士業務 の実施の基準に関する規定 2 日本税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限 る。)は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生 じない。	(日本税理士会連合会の会則の変更) 第十一条の二 法第四十九条の十四第二項に規定する政令 で定める重要な事項は、同条第一項第一号(法第四十九 条の二第二項第四号 <u>第五号及び第十号</u> に係る部分に限 る。)及び第四号から第六号までに掲げる事項とする。 2 第七条の二第二項及び第三項の規定は、日本税理士会 連合会が法第四十九条の十四第二項の認可を受けようと する場合について準用する。	

)4- 4h	The A	/AA
法律	政令	省令
《附則》	《附則》	《附則》
(附則) (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一~二 省略 三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日 イ~へ 省略 上 第十一条の規定(同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、同法第三条に一項を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第二十四条の改正規定(同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省で定める公職を除く。)、同法第二十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十六条(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十六条(見出しを含む。)及び附則第百三十六条第三十四条の改正規定を除く。)及び附則第百三十六条第二項から第七項までの規定 チ 省略四~二十二 省略 ※ 上記施行期日については、②、④及び⑤を除く(以下施行期日の記載を省略)。	(附則) この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	《附則》 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〜三 省略 2〜4 省略

法律	政令	省令
【②調査の事前通知の規定の整備】		
(税理士の業務) 第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。)、その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、とする。一省略二級務害類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立、かつ、税務官公署に提出する法令の規定に基づき、作成代えて電磁的に関する法令の規定に基づき、作成代えて電磁的によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用にじ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令で定めるもの(以下「申告等」という。)を作成することをいう。) 三省略		
(調査の通知) 第三十四条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時		

法律	政令	省令
場所を通知しなければならない。 2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。		(申告書を提出した者への調査の通知) 第十七条の二 法第三十四条第二項に規定する財務省令で 定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三 十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の 通知は同項の税理士に対してすれば足りる旨の記載があ る場合とする。
《附則》 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 次に掲げる規定 平成二十六年七月一日 イ 省略		《附則》 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 - 省略 - 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第八号様式の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十六年七月一日 三 省略 2~3 省略 4 第八号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

法律	政令	省令
【③補助税理士制度の見直し】		
(税理士の業務) 第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。)その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。	(税理士業務の対象としない租税) 第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項 に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、 自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別 とん税及び狩猟税並びに法定外普通税(法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第二項において準 用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規 定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課 する普通税を含む。)及び法定外目的税(法第二条第 一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条 第二項において準用する同法第四条第六項若しくは 第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項 の規定によつて課する目的税を含む。)とする。	
一 税務代理(税務官公署(税関官署を除くものとし、 国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。)に 対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく申 告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ず るものとして政令で定める行為を含むものとし、酒 税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係 る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以 下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若 しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務 官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理 し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にと どまるものを除く。)をいう。) 二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係 る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税 に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務 官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記	(申告等) 第一条の二 法第二条第一項第一号に規定する政令で 定める行為は、租税(前条に規定する租税を除く。) に関する法令又は行政不服審査法(昭和三十七年法律 第百六十号)の規定に基づく届出、報告、申出、申立 てその他これらに準ずる行為とする。	(申告書等) 第一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号。 以下「法」という。)第二条第一項第二号に規定する 財務省令で定める書類(その作成に代えて電磁的記録

N.L. CH.	74. A	/IA A
法律	政令	省令
録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によ		(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて
つては認識することができない方式で作られる記		は認識することができない方式で作られる記録であ
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ		つて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
れるものをいう。第三十四条第一項において同じ。)		をいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を
を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以		含む。以下同じ。)は、届出書、報告書、申出書、申
下同じ。)で財務省令で定めるもの(以下「申告書		立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とす
等」という。)を作成することをいう。)		る。
三 税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に		
規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に		
関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十七		
年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲		
げる事項及び地方税に係るこれらに相当するもの		
をいう。以下同じ。)の計算に関する事項について		
相談に応ずることをいう。)		
2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」		
という。)のほか、税理士の名称を用いて、他人の求		
めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、 会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業		
として行うことができる。ただし、他の法律において		
その事務を業として行うことが制限されている事項		
については、この限りでない。		
3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法		(所属税理士の業務)
人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次		第一条の二 法第二条第三項の規定により税理士又は税理
章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者とし		士法人の補助者として従事する同項に規定する業務につ
てこれらの項の業務に従事することを妨げない。		いては、第八条第二号ロに規定する所属税理士(以下こ
		の条において「所属税理士」という。) が行うものとする。
		2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第
		- 二条第一項又は第二項の業務に従事しようとする場合に
		は、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又
		は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。
		3 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事
		項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面
		の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当
		<u>該事項につき説明しなければならない。</u>
		<u>一</u> <u>所属税理士である旨</u>

法律	政令	省令
(登録) 第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となる には、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、 氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項 の登録を受けなければならない。		こ その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地 こ その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨型 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨 4 前項の書面の交付に当たつては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。 5 所属税理士は、第三項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。 6 所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。 7 所属税理士は、第二項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。 で で
		名称及び <u>執務する事務所</u> (当該事務所が従たる事 務所である場合には、主たる事務所 <u>及び当該従た</u>

	本等所 の所在地 上	D税理士事務 市所属し、 市十六条及 に でいう。の名称及 は たる事務所 が当該従たる
	三 国税又は地方税に関する行政事務に行 た者については、当該事務に従事しなる 五年間に従事した職名及びその期間	従事してい
(署名押印の義務) 第三十三条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人(その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。	(税務書類等への付記) 第十六条 法第三十三条第三項に規定する財利 る事項は、次の各号に掲げる場合の区分に原	

VI 44		4.61
法律	政令	省令
該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。 5 第一項後段の規定は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百五十一条(<u>地方法人税法(平成二十六年法</u> <u>律第十一号)第三十条において準用する場合を含む。</u>)又 は地方税法第七十二条の三十五の規定(法人の代表者等 の自署押印)の適用を妨げるものと解してはならない。		一 税理士法人の社員が署名押印する場合 その所属する税理士法人の名称 二 所属税理士が署名押印する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称 2 法第三十三条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書面を作成した税理士又は税理士法人の前条の税務代理権限証書の提出の有無とする。 3 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第二条第一項又は第二項の業務に従事する場合には、第一項第二号に定める事項に加え、直接受任(自らの責任において委嘱を受けて当該業務に従事することをいう。)である旨を付記するものとする。
(事務所の設置) 第四十条 税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。)を除く。次項及び第三項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。		(事務所を設けてはならない者) 第十八条 法第四十条第一項に規定する財務省令で定める者は、所属税理土とする。

法律	政令	省令
【④公認会計士に係る資格付与の見直し】		
(税理士の資格) 第三条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。 一 税理士試験に合格した者 二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者 三 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。) 四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。) 2 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第一項の規定により同法第二条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。 3 第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。	(会計に関する事務) 第一条の三 法第三条第一項及び第五条第一項第一号 ニに規定する政令で定める会計に関する事務は、貸借 対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関 する事務(特別の判断を要しない機械的事務を除く。) とする。	(税法に関する研修) 第一条の三 法第三条第三項に規定する財務省令で定める 税法に関する研修は、法第六条第一号に規定する税法に 属する科目について、法第七条第一項に規定する成績を 得た者が有する学識と同程度のものを習得することがで きるものとして国税審議会が指定する研修とする。 2 国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、 その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを 解除したときも、同様とする。
《附則》 (施行期日) 第一条 省略 一〜七 省略 <u>八</u> 第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規		《附則》 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 <u>た</u> だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 <u>ら施行する。</u> 一~二 省略
定及び附則第百三十六条第一項の規定 平成二十九 年四月一日		三 第一章中第一条の次に二条を加える改正規定 (第一条の三に係る部分に限る。) 平成二十九年四月一日

24. Ah.	7L A	Λ ΑΙ
法律	政令	省令
【⑤懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登		
録拒否事由等の見直し】		
(欠格条項)		
第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定		
にかかわらず、税理士となる資格を有しない。		
一 未成年者		
二成年被後見人又は被保佐人		
三 破産者で復権を得ないもの		
四国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規		
定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執		
行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か		
ら五年を経過しないもの		
五国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律		
の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取		
締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法におい で獲用されるような、) ボルスは関係法(四五二十十		
て準用する場合を含む。) 若しくは関税法(昭和二十九		
年法律第六十一号)(とん税法(昭和三十二年法律第三		
十七号)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十 八号)において準用する場合を含む。)の規定により通		
告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)		
を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若し		
くは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の		
「日本教行を支げることがなくなった日文はその通音の 旨を履行した日から三年を経過しないもの		
六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法		
令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その		
刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ		
た日から三年を経過しないもの		
七 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された		
者で、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの		
八 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)、国会		
職員法(昭和二十二年法律第八十五号)又は地方公務		
員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定によ		
り懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三		
年を経過しない者		

法律		省令
九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒	× 11	
<u>元 国家公務員伝行しては国会職員伝の規定による忠成</u> 免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたこと		
により退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当		
法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十四条第一項		
第三号に該当することにより同項の規定による一般の		
退職手当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の		
退職手当等をいう。以下この号において同じ。)の全部		
若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第		
+五条第一項第三号に該当することにより同項の規定		
による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返		
納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。)を		
受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処		
<u>分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退</u>		
職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、		
<u>これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</u>		
十 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) 若しくは		
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置		
法(昭和六十一年法律第六十六号)、公認会計士法、弁		
理士法(平成十二年法律第四十九号)、司法書士法(昭		
和二十五年法律第百九十七号)、行政書士法(昭和二十		
六年法律第四号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法		
律第八十九号)又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭		
和三十八年法律第百五十二号)の規定による懲戒処分		
により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹 消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、		
祖、井理工、司法書工石しくは打政書工の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の		
1		
三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再		
び業務を営むことができることとなった者を除く。)		
十一 税理士の登録を拒否された者のうち第二十二条第		
四項の規定に該当する者又は第二十五条第一項第一号		
の規定により税理士の登録を取り消された者で、これ		
らの処分を受けた日から三年を経過しないもの		

法律		省令
(登録拒否事由) 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務(第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの 二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。)に就いている者	N I	(報酬のある公職) 第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省 令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に 関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公 務員法(昭和二十二年法律第百二十号)その他の法令 (条例を含む。)又はその公職の服務に関する規範に より法第二条第二項に規定する税理士業務(第二十一 条及び第二十六条第一項において「税理士業務」とい う。)との兼業が制限されていないものとする。
三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 六 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者 イ 心身に故障があるとき。 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該		

法律	政令	省令
当していた者が当該各号に規定する日から当該各		
号に規定する年数を経過して登録の申請をしたと		
き。		
七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その		
他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く		
者		
(1 MC - TA VE)		
(登録の取消し) 第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受け		
九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該		
登録を取り消すことができる。		
一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登		
録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を		
記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項		
の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき		
当該登録を受けた者であることが判明したとき。		
二 第二十四条第六号(イに係る部分に限る。)に規定す		
る者に該当するに至つたとき。		
三 二年以上継続して所在が不明であるとき。		
2 日本税理士会連合会は、前項第一号又は第二号のいず		
れかに該当することとなつたことにより同項の規定によ		
り登録を取り消すときは、その理由を付記した書面によ		
り、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければなら		
ない。		
3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により		
登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。		
合に準用する。		
(登録の抹消)		
第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号の		
いずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその		
<u> 登録を抹消しなければ</u> ならない。		
ー その業務を廃止したとき。		
二 死亡したとき。		

法律	政令	省令
三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受け		
たとき。		
四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第十		
号までのいずれかに該当するに至ったことその他の事		
由により税理士たる資格を有しないこととなつたと き。		
2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに		
該当することとなったときは、その者、その法定代理人		
又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合		
会に届け出なければならない。		
《附則》		
(施行期日)		
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。		
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日		
から施行する。		
一~二 省略		
三省略イ~へ省略		
ト 第十一条の規定(同条中税理士法第二条第一項第		
定、同法第四条の改正規定、同法第五条第一項第五		
号の改正規定、同法第二十四条の改正規定(同条第		
二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常 勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十		
十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条		
(見出しを含む。)の改正規定、同法第三十三条第		
五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を		
除く。)及び附則第百三十六条第五項から第七項ま		
<u>での規定</u> チ 省略		
四~二十二 省略		

法律	政令	省令
法律 (税理士法の一部改正に伴う経過措置) 第百三十六条 省略 2 新税理士法第四条第九号の規定は、施行日以後に同号 に規定する退職手当支給制限等処分又は当該退職手当支 給制限等処分に相当する処分を受けた者について適用する。 3 新税理士法第二十四条(第六号ロに係る部分に限る。) の規定は、施行日以後にされる税理士法第二十一条第一項の規定による登録の申請について適用する。 4~7 省略	政令	省令

	政会	省会
法律 【⑥報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止 規定等の見直し】 (登録拒否事由) 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士 の登録を受けることができない。 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認 会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保 険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価 に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務(第四 十三条において「鑑定評価等業務」という。)を行うこ とを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受け ているもの	政令	省令
二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職 <u>非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において</u> 同じ。)に <u>就いている</u> 者		(報酬のある公職) 第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)その他の法令(条例を含む。)又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務(第二十一条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。)との兼業が制限されていないものとする。
三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの 六 次のイ又は口のいずれかに該当し、税理士業務を行		

法律	政令	省令
わせることがその適正を欠くおそれがある者 イ 心身に故障があるとき。 ロ 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該 当していた者が当該各号に規定する日から当該各 号に規定する年数を経過して登録の申請をしたと き。 七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その 他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く 者		
(非税理士に対する名義貸しの禁止) 第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第 一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を 利用させてはならない。		
(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用) 第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三 十四条から <u>第三十七条の二</u> まで、第三十九条及び第四十 一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。		
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの 二 第三十七条の二 (第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 三 第三十八条 (第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の規定に違反した者 四 第五十二条の規定に違反した者 2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。		
第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、		

法律	 省令
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、	
第五十八条、 <u>第五十九条第一項第二号(第四十八条の十</u> 六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。)	
若しくは第四号、第六十条第三号(第四十八条の二十第	
一項に係る部分に限る。)、第六十一条又は前条の違反行	
為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又 は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	
は八に刈し、仕本朱の割金川を行りる。	

法律	政令	省令
【⑦税理士試験の受験資格要件の緩和】 (受験資格) 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。 一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して 二年以上になる者 イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。)若しくは地方税に関する事務 ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務	(会計検査等に関する行政事務) 第二条 法第五条第一項第一号ロに規定する政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務は、次に掲げるものとする。 一 会計検査院の職員の行う租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)収入に関する検査事務 二 地方公共団体の監査委員又はその補助職員の行う租税収入に関する監査事務 三 法第五条第一項第一号二に規定する法人の前条に規定する会計に関する事務につき法令の規定に基づいて行う検査事務 四 財政融資資金の運用に関して行う運用先の監査事務 五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の法律に基づく検査事務で財務省令で定めるもの	(金融検査等の事務) 第二条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六 号。以下「令」という。)第二条第五号に規定する財 務省令で定める検査事務は、次に掲げるものとする。 一 金融庁組織規則(平成十年総理 府令第八十 一号)第七条第一項に規定する金融証券検査官の 行う金融検査事務 二 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号) 第二百三十二条第一項に規定する金融証券検査官 の行う検査事務

法律	政令	省令
	六 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) その他の法律に基づく犯則事件の調査事務で財務 省令で定めるもの	 三 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券 検査官の行う検査事務 四 財務省組織規則第百九十一条第一項に規定する 証券検査官の行う検査事務 2 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則 事件の調査事務は、次に掲げるものとする。 一 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券 取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務 二 財務省組織規則第百九十三条第一項に規定する 証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務
ハ 銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百 五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受 けた者をいう。)、保険会社又は特別の法律により設 立された金融業務を営む法人における政令で定め	七 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九 号)又は企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十 号)の規定に基づいて行う整備計画書又は最終処理 方法書の審査事務 (資金の運用に関する事務) 第三条 法第五条第一項第一号ハに規定する政令で定 める貸付けその他資金の運用に関する事務は、資金の 貸付け又は有価証券に対する投資に関して行う貸付	
る貸付けその他資金の運用(貸付先の経理について の審査を含む。)に関する事務	先又は投資先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査事務並びに当該審査事務を含む資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関する事務とする。 第四条 削除	
ニ 法人(国又は地方公共団体の特別会計を含む。) 又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で 定めるもの ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護 士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の 補助の事務	99	

注律	政会	省会
法律	政令 (法律上資格を有する者) 第五条 法第五条第一項第一号へに規定する政令で定める法律上資格を有する者は、弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士又は不動産鑑定士とする。	省令 (大学等と同等以上の学校) 第二条の二 法第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学、専修学校(同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。)及び昭和二十八年文部省告示第五号(大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件)第五号から第九号までに規定する大学校とする。
		(受験資格の認定の申請) 第二条の三 税理士試験の受験資格について法第五条 第一項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会 の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による 税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を 添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。 一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとする ときは、学歴又は職歴を証する書面 二 法第五条第三項の認定を受けようとするときは、 事務又は業務の内容を証する書面 三 住民票の写し 2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審
2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した 者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を 通算した場合に、その期間が <u>二年</u> 以上になるときは、税		議会が法第五条第一項第五号若しくは同条第三項の 認定をしたとき又はその認定をしなかつたときは、国 税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなけれ ばならない。

法律	政令	省令
法律 理士試験を受けることができる。 3 前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務とみなす。 4 第一項第五号及び前項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。	政令	省令

法律	政令	省令
【⑧事務所設置の適正化】		
(変更登録) 第二十条 税理士は、第十八条の規定により登録を受け た事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を 申請しなければならない。		(変更の登録の申請) 第十条 法第二十条の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由、変更の生じた年月日その他参考となるべき事項を記載した変更登録申請書を、所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。
(登録の申請) 第二十一条 第十八条の規定による登録を受けようと する者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定 める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号 のいずれかに該当する者であることを証する書面を 添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日 本税理士会連合会に提出しなければならない。 2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を 添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を 受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申 請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管 轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道 府県の長に送付するものとする。		(登録の申請) 第十一条 法第二十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、第八条に規定する事項、法第二十一条第一項に規定する書類は、第二十一条第一項に規定する書が法第四条各号及び第二十四条各号項とする。 2 法第二十一条第一項の登録申請書(次項及び次条において「登録申請書」には、次に掲げる書類等を添ければならない。 一 申請者の写真 という。)に掲げる書類等を添ければならない。 一 申請者の写真 一 履歴書 三 戸程民書のと明書が成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成年被後見人をみなされる者を含む。)、被解助人、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第日人とみなされる者を含む。)、被補助人、民法の一部を改正する法律の任とおなて被保佐人のを改正する法律のを含む。)、被補助人、民法の一部を改正する法律でおおでに伴う関係法律のを改正する法律のを含む。)、被補助人、民法の一部を改正する法律のを含む。)、被補助人、民法の一部を改正する法律でおおる。)、被補助人、民法の一部を改正する法律のを含む。)、被補助人、民法の一部を改正する法律のを含む。)、関係法律のを改正する法律のを含む。)、表述のを言いる。)、表述の表述を含む。)、表述の表述の表述の表述を含む。)、表述の表述を含む。)、表述の表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述の表述を含む、表述を含む、表述の表述を含む、表述を含い、表述を含

法律	政令	省令
		七 前各号に掲げる書類等のほか日本税理士会連合会が必要があると認めたもの 3 登録申請書は、日本税理士会連合会の定める様式による。 4 法第二十一条第一項に規定する財務省令で定める税理士会は、法第十八条の規定による登録を受けようとする者がその登録を受けようとする税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会とする。
		(登録の申請等に関する手続) 第十一条の二 前条第四項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書(第十条の変更登録申請書を含む。)の提出があつたとき又は法第二十条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその申請がないときは、その申請者又はその変更の登録を申請すべき者に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。
		《附則》 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

法律	政令	省令
【⑩懲戒処分の適正化】		
(懲戒の種類) 第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、 <u>次の</u> 三種とする。 一 戒告 二 <u>二年</u> 以内の税理士業務の停止 三 税理士業務の禁止		
(脱税相談等をした場合の懲戒) 第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。		
(違法行為等についての処分) 第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。 3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するも		
のとみなす。 4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。		

法律	政令	省令
《附則》		
(税理士法の一部改正に伴う経過措置)		
第百三十六条 省略		
2~4 省略		
5 新税理士法第四十五条の規定は、税理士の平成二十		
七年四月一日以後にした同条第一項の税務代理、税務		
書類の作成若しくは新税理士法第三十六条の規定に		
違反する行為又は新税理士法第四十五条第二項の行		
為について適用し、税理士の同日前にした第十一条の 規定による改正前の税理士法(以下この条において		
「旧税理士法」という。)第四十五条第一項の税務代		
理、税務書類の作成若しくは旧税理士法第三十六条の		
規定に違反する行為又は旧税理士法第四十五条第二		
6 新税理士法第四十六条の規定は、税理士の平成二十		
七年四月一日以後にした同条の虚偽の記載又は新税		
理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の		
規定に違反する行為について適用し、税理士の同日前		
にした旧税理士法第四十六条の虚偽の記載又は旧税		
理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の		
規定に違反する行為については、なお従前の例によ		
<u>5.</u>		
7 新税理士法第四十八条の二十第一項の規定は、税理		
士法人の平成二十七年四月一日以後にした新税理士 法若しくは新税理士法に基づく命令に違反する行為		
<u> </u>		
同日前にした旧税理士法若しくは旧税理士法に基づ		
「一日前にした旧代建工伝行しては旧代建工伝に <u>盛り</u> く命令に違反する行為又は著しく不当な運営につい		
ては、なお従前の例による。		
Clay Sand Median Mile of 1910		

以下「今」という」、第二条第五号に規定する財務省合で 定める検査事務は、次に掲げるものとする。 一金融所組織規則(平成十年年財務省令第一号)第二 百三十二条第一項に規定する金融証券検査官の行う檢 事務 三 始終打組織規則第百九十一条第一項に規定する証券検査 官の行う検査事務 三 金融が組織規則第百九十一条第一項に規定する証券検査 官の行う検査事務 三 金融が組織規則第百九十一条第一項に規定する証券検査 管査官の行う検査事務 2 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則事件 の調査事務は、次に掲げるものとする。 一金融所組織規則第1九十三条第一項に規定する証券取引 特別調査官の行う犯用事件の調査事務 二 財務者組織規則第百九十三条第一項に規定する証券取引 特別調査官の行う犯用事件の調査事務 (大学等と同等以上の学校) 第二条の三 法第五条第一項第二号に規定する証券 版引特別調查官の行う犯則事件の調査事務 (大学等と同等以上の学校) 第二条の三 法第五条第一項第二号に規定する証券 定める学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号)の規定による大学、専修学校(昭和二十二年法律第二十六 号)の規定による大学、事修学校(昭和二十二年法律第二十六 号)の規定による大学、事修学校(四十二十八年文話音告 定がる学校は、学校教育法(昭和二十八年文話音告 定がる学校は、学校教育法(昭和二十八年文話音告 定述者、日等以上の学力があると表記を計る書を 第二号、大学校及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒 第七元号(同等以上の学力があると認ると同等以上の学力があると認ると同等以上の学力があるとなかとの 第二号、大学校を可入が必定といるのでの対象のといるのでは関立といるのでは関立といるの対象を 第二号、大学校を可入の規定といるのでは、日本では関立といるのでは、日本では関立といる記述を 第二号、大学校とので、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	法律	政令	省令
大学校とする。	<u> </u>	政令	(金融検査等の事務) 第二条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号。以下「令」という。)第二条第五号に規定する財務省令で定める検査事務は、次に掲げるものとする。 一 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)第七条第一項に規定する金融証券検査官の行う金融検査事務 二 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第二百三十二条第一項に規定する金融証券検査官の行う検査事務 三 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務 四 財務省組織規則第百九十一条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務 2 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則事件の調査事務は、次に掲げるものとする。 一 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務 二 財務省組織規則第百九十三条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務 (大学等と同等以上の学校)第二条の二 法第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学、専修学校(同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。)及び昭和二十八年文部省告示第五号(大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部
「色齢姿枚の辺定の由諸)			

法律	政令	省令
法律	政令	省令 項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。 一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとするときは、学歴又は職歴を証する書面 二 法第五条第三項の認定を受けようとするときは、事務又は業務の内容を証する書面 三 住民票の写し 2 前項の申請書の提出があった場合において、国税審議会計とき又はその認定をしなかったときは、国税審議会計とき又はその認定をしなかったときは、国税審議会計とき又はその記定をしなかったときは、国税審議会計ととき又はその記定をしなかったときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。 (受験願書) 第二条の四 税理士試験受験願書の受け期間内に、当該試験を受けようと対象所を管轄する国税に、当該対験を受け期間局長を経由して、これを国税審議会会長に提出しなければならない。 税理士試験受験申込書 三 受験資格を有することを証する書面 2 法第七条の規定により試験科目のうち、当該試験の免除を申请項第一号の税理士試験受験申込書に対ければならない。 3 前項に規定する者のうち法第七条第二項又は第三項、次の各号に掲げる書類を添付した別紙第三号様式による研究を受ける書類を添付した別紙第三号様式による
		究認定申請書を第一項の税理士試験受験願書に添付しな ければならない。
		一 修士の学位又は <u>次条第三項</u> に定める学位(以下「修士の学位等」という。)を授与されたことを証する書面 二 成績証明書

法律	政令	省令
		三 修士の学位等取得に係る学位論文の写し四別紙第四号様式による指導教授の証明書五前各号に掲げる書類のほか国税審議会が必要があると認めたもの4 法第八条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を第一項第一号の税理士試験受験申込書に記載し、その資格を有することを証する書面を同項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。5 第一項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該願書は、同項の規定により国税審議会会長に提出されたものとみなす。
		(法第七条第二項等の財務省令で定める科目等) 第二条の五 法第七条第二項に規定する財務省令で定める 科目は、次に掲げる科目とする。 一 租税 (関税、とん税及び特別とん税を除く。次号において同じ。) に関する法律 (法第六条第一号に規定する税法に属する科目を除く。) 二 外国との租税に関する協定を扱う科目 三 法第六条第一号に規定する税法に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目 2 法第七条第三項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。 一 原価計算論 二 会計監査論 三 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目 3 法第七条第二項及び第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものは、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に定める修士(専門職)の学位又は法務博士(専門職)の学位とする。
		(認定基準の公告等) <u>第二条の六</u> 国税審議会は、法第七条第二項及び第三項に

法律	政令	省令
法律	政令	指令 規定する認定についての基準を定めたときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。 2 第二条の四第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者から同項の研究認定申請書を提出した者について当該認定をしたとき又は認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。 3 第二条の四第四項に規定する試験の免除を申請しようとする者から同条第一項の税理士試験受験願書を提出した者に通知した場合において、国税審議会が当該願書を提出した者について当該免除をすることを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該願書を提出した者に通知しなければならない。 (管理監督的地位等)第二条の七 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める職は、次の各号に掲げる官公署の区分に応じ、当該各号に定める国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この条において同じ。)又は地方税に関する事務を担当する職とする。 一 税務署、国税局、国税庁(附属機関を含む。)又は財務省主税局 国税に関する事務を担当する係長以上の職又は国税調査官、当なる事門的な職(次号において「国税調査官等」という。) 二 前号に掲げる官公署以外の官公署 国税又は地方税に関する事務を担当する係長以上の職又は国税調査官等に準ずる職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの
		(指定研修の要件)
	2.4	第二条の八 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で 定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

法律	政令	省令
		一 官公署がその職員に対し必要な職務上の訓練として 行う研修であること。 二 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目(以 下この条において単に「会計科目」という。)を必修と する研修であること。 三 会計科目について、高度の研修を行うものであること。 四 前号に規定する研修の内容を習得するのに必要かつ 十分な研修時間が確保されていること。 五 会計科目に係る研修の効果を測定するために試験が 行われ、その試験に合格することが研修の修了要件と されていること。
		(指定研修の公告等) 第二条の九 国税審議会は、法第八条第一項第十号に規定 する研修を指定したときは、その旨を官報をもつて公告 しなければならない。これを解除したときも、同様とす る。 2 国税審議会は、前項に規定する研修が前条に規定する 要件を満たしているかどうかについて、一年に一回以上 検証するものとする。
		(試験免除の申請等) 第三条 法第七条又は第八条の規定により法第六条に定める試験科目の全部につき試験の免除を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、別紙第五号様式による税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。 一 住民票の写し 二 法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面 2 法第七条第二項又は第三項に規定する試験科目の全部にのまませることにより前項に規定する試験科目の全部に
		つき試験の免除を受けることができることとなる者で、 当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第

法律	政令	省令
		 六号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に第二条の四第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。 3 第一項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。 4 第二項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について法第七条第二項又は第三項に規定する認定をしたとき若しくは認定をしなかつたとき又は試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、若しくは免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
		(受験手数料等) 第四条 法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認 定手数料は、それぞれ <u>第二条の四第一項</u> の税理士試験受 験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第 二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印 紙を <u>貼つて</u> 納付しなければならない。
		(業務制限に関する承認申請) 第二十条 法第四十二条ただし書の規定による国税庁長官 の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離 職前一年内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職 の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理 士事務所又は税理士法人の <u>事務所</u> の所在地を管轄する税 務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならな い。
		(業務の範囲) 第二十一条 法第四十八条の五に規定する法第二条第二項

法律	政令	省令
		の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務(<u>税理土業務</u> に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。)を業として行う業務とする。
		(税理士会の分割) 第二十三条 法第四十九条第二項に規定する財務省令で定める数は、五千人とする。 2 法第四十九条第二項の規定により、国税庁長官に対し、同項に規定する指定区域を定めることを請求する税理士会は、その旨を記載した申請書に、当該請求が総会その他正当な権限を有する機関の議決に基づくものであることを証する書面を添付して、これを当該税理士会の事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該税理士会の希望する指定区域があるときは、当該希望する指定区域を記載した書面及び当該希望する指定区域内に税理士事務所又は税理士法人の事務所の規定により税理士会を設立することに賛成であることを明らかにする書面を、当該申請書に添付して提出するものとする。 3 国税庁長官は、法第四十九条第三項の規定により、同項に規定する指定区域を定めるにあたつては、次に定めるところによるものとする。 一の税務署の管轄区域の一部のみが当該指定区域に含まれることとならないこと。 二法第四十九条第四項の規定により設立することができることとされている税理士会の会員となるべき税理
		士の数及び同条第五項の規定により設立されたものと される税理士会の会員となるべき税理士の数のいずれ もが、第一項に規定する数のおおむね三分の一を下回 らないこと。 4 国税庁長官は、税理士会から第二項に規定する申請書

法律	政令	省令
法律	政令	省令 の提出があつた場合において、法第四十九条第三項の規定により同項に規定する指定区域を定めたときは当該指定区域及び同条第四項の規定により税理士会を設立することができる期限を、指定区域を定めないこととしたときはその旨を、当該申請書を提出した税理士会に対し書面により通知しなければならない。